

親子ネット
会えない当事者の事例報告勉強会

「どうしたらいいの？こんなとき」

2012年9月1日(土) 13:45~16:15

目黒さつき会館 大会議室

事例1 (Tさん)

相手を非難せず、必要な主張は弁護士に任せて、調停委員と相手方の譲歩と信頼を手に入れたケース

事例2 (Hさん)

法律闘争を避けて、相手方の病気を受け入れることを決意し、相手方と子どもへの愛情を提供し続けて、同居を回復したケース

事例3 (Sさん)

相手方と争わず、子どもにこっそり会いに行くことで、子どもへの思いを伝え続け、子どもとの同居が実現したケース

事例4 (Yさん)

調停、審判、裁判、連れ去り、連れ戻し
と戦い続け、その中で月2回宿泊付きの
条件を勝ち取ったケース

事例5 (Iさん)

虚偽DVで行政支援措置を取られたが、市役所担当者や学校長と話し合い、住民票取得制限の解除、学校行事への参加を認めてもらったケース

当事者へのQ&A集

I 基本情報

別居・離婚・面会などに対する基本方針

- 相手方本人の意向と言うよりも、精神的不安定や、周囲の問題と判断し、相手方代理人の代理権の逸脱を指摘して、空中戦にならないように注意した。
- 相手方も子育てを頑張っていること、子ども達が両親を必要としていることは事実なので、出来るだけ戦わずに元夫婦で協力しやすい状況を維持することを優先した。
- 子ども達の状況を学校の先生や周囲のママ友を通じて知り、何かあった時に気づける様にセーフティーネットを築く。
- 離婚して親権を取られると子どもに会えなくなることを考え、まずは面会交流の条件をきちんと決めることを考えた。
- 初めは法律的に戦い、正当な権利を主張しようと思ったが、最終的には夫婦関係を修復するためにできることをしたいと思った。
- 子どもを獲得することに意義は見出さず、子どもの自由な権利の履行を求めた。子どもが諦めても、子どもを信じて自分は決して諦めないと思った。

II 弁護士等への相談

弁護士相談人数

- 平均： 4.1名（日本国内のみ） 最小： 2名 最大： 7名

弁護士の探し方

- 法テラス等の法律相談
- インターネット
- 同僚、知人、親戚の紹介
- 職場の関係弁護士
- 当事者からの紹介
- 著書

弁護士依頼の決め手

- 経験が豊富で、力量が感じられたこと。
- 子どもや家族のことを考え、何とか助けたいという熱意が感じられたこと。
- 難しいことは難しいとはっきり話してくれ、誠意が感じられたこと。
- 面会交流に熱心だったこと。

弁護士以外の相談先

- 離婚問題を扱う行政書士
- 自治体、議員、弁護士会などが主催する法律相談
- 家族問題を扱うカウンセラー、面会支援NPOや自助団体
- 学校長、教育委員会、警察などの担当者
- 私立探偵
- 相手方の関係者、友人
- 病院の主治医、心理カウンセラー
- 教会

Ⅲ 今後に向けて

解決に向けての情報収集

- 本やネットでの**情報確認**や、当事者団体での**情報交換**。
- 行政各部署、学校、病院等への面会 (**事情説明と話し合い**)。
- 私立探偵に居住地等の**確認依頼**。
- 医師、臨床心理士に、**子どもの精神状態の推定**や**意見書作成**を相談。

子どもとの面会に向けての交渉

- 警察、市役所、教育委員会、校長等に**事情説明し、協力を依頼 (根回し)**。
- 相手の祖母に電話するなどして、可能性を探った。
- 子どもを連れ去るつもりはないことを書いて、相手方に約束。

子どもに向けて、やっていること

- **学校行事や習い事発表会への参加**。
- **月数回の手紙**と、誕生日、クリスマス、卒業式、入学式等の大きなイベント時の**プレゼント送付**。
- **子ども名義の口座への送金、貯金**。
- **HP、mixiなどへの記録**や、**交換日記**や**ネットでの交流**。
- **泣かない、相手方の悪口を言わないなどの配慮**。
- 面会時に、一緒に暮らしていた頃の楽しそうな写真や思い出の品をさりげなく置いておいた (**人生の共有を伝達**)。

今振り返って思うこと

- 裁判所を利用することで解決できると思ったが、そうではなかった。
- 自分の正論をいくら伝えても相手を変えることは難しい。戦わないという選択も必要だと思う。
- 相手方だけでなく調停員、相手方弁護士への対応も重要な要素となる。
- 今は離婚しなかった事が一番よかったと思う。別居でも共同親権だから。
- 共同養育という認識を妻に理解してもらうようにすべきと思う。
- 相手の求めに応じれば、早期の解決もあり得たが、誤ったことまで認めれば、後々不利益になることもある。相手方と自分との立場や考え方の違いを正しく理解した上で、感情的にならずに、対応する必要がある。
- 行政に対しては、冷静・誠実・熱心に説明することで、オフィシャルには開示できないことも開示してくれた担当者もいた。
- まず相手方を愛することに集中することが大事だと思った。相手方が、調停後「子供だけを欲しいのではなくて、私も大切にしてくれることを知ってうれしい」と言ってくれたことが印象に残っている。
- また連れ去られたら、きっと力づくで取り返すと思う。正直な感想です。心身ともに疲れ果て、何度も挫折そうになったが、同じ境遇の友人や新たなパートナーに支えられた。子どもは大切だが、子どものために自分の幸せを求める姿勢を失うことを、子どもはやはり望まないと思う。

有識者へのQ&A集

I 調停・裁判に関する質問

調停や裁判で争うべきか？それとも、話し合いで解決を目指すべきか？

- 合意解決の手段として、話し合いと調停での解決を目指しますが、合意が難しいと判断したら、審判や裁判にゆだねます。話し合い解決ばかりに固執すると、恨み憎しみ合う関係にこじれる場合もあります。
- できるだけ協議で解決を目指すのがよいと思います。しかし、こじれている場合は二人だけの話し合いは難しいでしょう。したがって、調停で時間をかけて上手に交渉するのがよいと思います。裁判はお勧めしませんが、裁判になってしまった場合は、長引かせないこと(居合斬り)が鍵だと思います。
- 話し合いで解決できる可能性があるなら、安易に裁判所をはさんで相手を怒らせることは避けるべき。一方、子どもの心身に危険が伴う状況ならば、迅速に裁判所に申立をする。
- 話し合いが可能であれば、話し合いでの解決を目指すべきだと思います。そちらの方が履行確保の可能性が高いからです。
- 話し合いで解決できればそれに越したことはないと思います。とはいえ、話し合いで解決するためにはある程度の譲歩を強いられることにもなるでしょうから、譲歩できない部分については、法的手続に訴えざるを得ないと思います。

調停や裁判の際の心構えで最も注意すべきこと

- 特に子どもがいる場合には、離婚後も関係が続くことを念頭に置き、人格非難はしないこと。主張の柱を立てること。
- 子どもの最善の利益を中心に据えることだと思います。
- 主張に矛盾のないように、そのためには全てをありのままに伝えることが一番良い。
- 調停委員および裁判官の心証をこちらに向かせることでしょうか。
- あまり感情的になりすぎないことだと思います。

調停や裁判の席で最もNGな行動

- 目的を定めず感情だけで反応を返す言動です。
- 感情的になって相手方に対する非難をしゃべりすぎることだと思います。
- 嘘をつくこと。
- 調停委員や裁判官の言うことを全く聞かないことだと思います。難しい方だ、と思われては不利ですので。
- 一人の大人、社会人として、最低限の礼節を欠くような行動を見せてしまうと、「家庭でもそのような態度なんだな」、と思われてしまうと思います。

II 相談について

弁護士、行政書士の探し方

- ネットや口コミが多いように思います。
- 口コミがよいと思います。
- ネットや弁護士会、法テラスなど。弁護士、行政書士共に専門があるので、専門を調べる。
- 知人の紹介が一番ではないでしょうか。
- 弁護士には、弁護士会が運営している法律相談や、法テラスなどを通して相談するのが一般的だと思います。また、最近はインターネットで探している方も多いと思います。行政書士の探し方についても、やはりインターネットなどで探されているのが一般でしょうか。

弁護士、行政書士に相談の際に注意すること

- 相談の趣旨を伝えることです。
- 良好な関係を築くことだと思います。
- 前もって現在までの経過をまとめておくこととスムーズ。
- 得意分野は何か、だと思います。
- 弁護士にも様々な人がいて、相性が合わない、方針が合わない、といったこともあり得ると思います。ですので、できれば、その弁護士の回答が必ずしも唯一絶対のものだとは限らない、と思えるほどの余裕をもって臨んでいただけたらと思います。

弁護士、行政書士に相談に行く場合の準備

- 婚姻史を整理しておくことです。
- 事実を伝える資料を準備できたらよいと思います。
- 事情、経過を時系列で箇条書きにして持参すると良い。
- 事案を時系列でまとめたメモがあると、説明が分かりやすいでしょう。
- どのようなことが問題になっているのか、争いが生じるまでにどのような出来事があったのか、あらかじめ時系列順に整理しておいてもらい、あわせてその事情を裏付ける資料も整理しておいてもらえると、相談も効率的に進められると思います。

相談相手の弁護士、行政書士から嫌がられる相談マナー

- 連絡なく遅刻や無断キャンセルはしないことです。
- 感情のはけ口にされることだと思います。相談は問題の解決に焦点を当てるべきです。感情の整理や方向性の確認にはカウンセリングがよいと思います。
- 相談時間(開始時間、終了時間)を守らない。
- 些末なところから延々とお話することだと思います。
- 助言を聞き入れず自分の意見を曲げないという態度や、こちらの質問や確認、要請にも真摯に応じてもらえない態度を示されたりすると、その先の信頼関係を築いていくことにも不安を覚えます。

Ⅲ 行政への対応について

警察や市役所に支援措置を取られたらどうするか

- 裁判所を利用して、支援措置をとった本人に働きかける。
- **何度も足を運んで人間関係を作り、根気強く事実の説明を試みる。**
- 支援措置自体に対して、特に積極的に対策を取る必要は無い。
- どのような根拠に基づいて、どのような支援措置がとられており、その措置を解消し得る手段にはどのような方策があるかを確認することがまず必要。**まずは弁護士などの専門家に相談する。**

子どもの学校(保育所)を訪ねてもいいか

- 状況による。**状況が良くなるケースもあれば悪化するケースもある。**
- 相手方を刺激しないように配慮しつつ、遠慮せずにどんどん訪問すべき。**先生方と信頼関係を築くことがとても大切です。係争中のときは弁護士に相談する。**
- 本来的にはまずくないが、同居親を必要以上に防衛的にしてしまい、子どもを隠されてしまう可能性があるため慎重にしたほうが良い。**相手方に前もって同意が得られればベスト。**
- 基本的にはまずいが、**学校関係者の協力体制が完全に整っていれば良い。**
- 様子を窺いに行く程度であれば、必ずしも「まずい」ことはないと思いますが、**あらぬ誤解を招いたりしないよう、十分な配慮も必要だ**と思います。

Ⅳ 子どもとの交流方法について

子どもの居場所は分かるが会えない場合、どうコンタクトするか

- 子どもの年齢及び会えない理由で異なる。子どもが幼い場合には、**監護親又は監護補助者の協力が必要**。ある程度の年齢なら**直接コンタクト**を取る手段もある。最近では**フェイスブックなども利用**されている。
- **学校に理解してもらい、学校の行事で子どもの姿を見るのが現実的**だと思います。また、弁護士を通して**手紙**を出したり、よい調査官にあたれば調停で試行的面会交流を行ってもらうこともできます。また、子どもと会うときに、相手方の不安をやわらげるため、「**同居親と子どもの関係を大切に思っている**」と強調して伝えるとよいと思います。
- 同居親や子の祖父母を通じての**手紙**などがベスト。渡してくれそうにないときは、**学資保険に入る、日記形式で渡せなくても手紙を書くなど、コンタクトを取れたときに愛情が子どもに具体的に伝わるようにしておく**。
- 短めの**手紙**はいかがでしょうか。
- 相手方との**交渉を試みる**のですが、**合意が難しいようであれば法的手続を検討**するのが一般的だと思います。
- 保育士経験で、母親が連れ去り別居したケースでは、「父親が来ても絶対会わせるな」「渡すな」と言われることが多い。そのため、責任上、母親からの指示に従わざるを得ず、面会は一切断っているのが現状。散歩先等で離れた場所から子どもの様子を見ている父親はいるが、**かえって保育士に警戒されますので、お薦めできません**。

子どもの居場所も分からない場合の愛情の示し方

- 今すぐに伝わらなくても、親の生き方で愛情を示すことはできます。親子ネットの活動に参加するなど、自身の行動を通して愛情を示している方も多いと思います。
- 何度でも面会交流調停を申し立ててください。ブログや日記を書いたり、定期的に子どものために貯金するのがよいと思います。
- 学資保険に入る、日記形式で渡せなくても手紙を書くなど、コンタクトを取れたときに愛情が子どもに具体的に伝わるようにしておくと思う。
- 日記に思いを書く、等でしょうか。
- これといった決まった答えがあるわけではないと思いますが、少しずつでも手紙や日記に気持ちを書き残しておくというだけでも、将来役に立つことはあり得ると思います。
- 子どもの年齢にもよりますが、子どもは現実のもの、目の前にあるものがすべてですので、残念ながら“陰ながら愛している”ということは伝わりません。小学生以上になれば、手紙やメール等によって気持ちを伝えることは理解できるでしょう。

PASが進行していて、面会時に逃げ回ったり、拒絶した時の対応

- 無理強いせずに**短時間で切り上げるなどの状況判断**が必要なときもあります。**慣らし保育だ**と思って3回くらいチャレンジしてみてください。**3~4回目で慣れてくる子は多い**ものです。また、子どもは成長しますから、**成長に伴って反応も変化**します。
- 無理矢理にストレスフルな長時間の面会交流を要求するのではなく、**ほんの一瞬でもやさしい親の顔と姿を見せる**だけで、子どもの記憶に残ります。まずはそれだけでも十分です。どれだけ拒絶していても、**子どもは別居親の様子や振る舞いをとても気にしている**ことが分かっています。むしろ、「面会交流をしてもなんてことはなかった」と**同居親に安心してもらうことが鍵**だと思います。
- 面会ができるのならば、**引き続き行っていく。拒絶も受け止める**。
- 無理をして**自分に合わせない方が**良いと思います。あくまで、**理解のある親だ、ということ**を表現して下さい。
- いつも一緒にいる親が「大丈夫だよ」と言ってあげることが、最良の方法です。年齢が小さい場合は、**相手方に一緒にいてもらい、背後でにっこり微笑んでもらうこと**で安心感が生まれます。子どもは、何事も**徐々に慣れて行くことが大切**で、強引にことを進めることは決してよい方法ではありません。

V 当事者の精神安定について

子どもに会えなくて、とても苦しい自分を落ち着かせる方法

- 同じ境遇にいる人とのグループワーク、情報収集、病院で安定剤を処方してもらうなどがあります。
- 当事者グループに参加して同じ悩みを持つ人と話すことが一番です。また、スポーツや筋トレなど、からだを動かして体調を整えてください。
- 法律関係だけではなく、心理面でも必要なら相談をするのが良いと思う。
- 私も分かりません。同じシチュエーションの方と思いを共有することではないでしょうか。
- 簡単に落ち着けるものではないと思いますが、親子ネットの参加者など、同じような境遇にある方や経験をされた方々に悩みを打ち明けたり、これらの方々の御意見や体験談に耳を傾けるだけでも、気持ちの安定につながるのではないかと思います。

まとめ

親と子に明るい未来を作るために、
子どものためにできることを考えよう

- 別れても、親は親。子どものために、
してはいけないこと、しなければいけ
ないこと。
- 変えよう！親子の法律。